

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（132）」

2. 日 時：平成29年4月26日 13時30分～18時20分

3. 場 所：原子力規制庁 8階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ 課長

他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年1月31日に提出を受けた『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」及び「56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○使用済燃料プールの漏えい緩和における「燃料体等の著しい損傷の進行を緩和、臨界を防止、放射性物質の放出の低減」について、臨界防止と放射性物質放出低減は、漏えい緩和の範疇を超えているものと考えられるが記載の適否及び考え方を説明すること。

○代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱開始の判断に、使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プール水位を使用しているが、これらによる判断方法を説明すること。

○代替燃料プール冷却系による除熱について、他の手段との同時並行作業による判断遅れの有無について説明すること。

○今回説明のあった資料の修正・追加等について、平成29年1月31日に提出を受けた『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』及び『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』に対して展開し、随時説明を行うこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし